

第25期第21回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年4月10日(木)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫 計13名
- 4 欠席委員 井口和喜、保戸塚武彦、渡邊仁 計3名
- 5 議 案
 - (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1・2号)
 - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～8号)
 - (3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第9号)
- 6 協 議
 - (1) 令和7年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 7 報 告
 - (1) 特定都市農地貸付けに係る変更について
 - (2) 認定都市農地貸付けに係る変更について
 - (3) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
 - (4) 農地法第3条に係る使用貸借契約解除申請書の提出について
 - (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (6) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
 - (7) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第21回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。 農業委員会事務局職員について、事務局から紹介があります。
事務局	(事務局職員紹介) ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は井口和喜委員、保戸塚武彦委員、渡邊仁委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、田中聖晃委員と橋本良子委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和7年3月11日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、加藤直正委員お願いします。
加藤直正委員	3月21日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)(2)の畑は練馬区農業体験農園の畑で、全部で68区画が配置されておりました。区画内には現在、ビーツとダイコン用のマルチ

が設置されており、その他はこれから作付けされるとのことでした。

(1)の畑の南上の一部では、体験農園で使用する苗床があり、現在、タマネギ、ナガネギが作付けされておりました。境界については、(1)(2)の畑の北東側に体験農園用ビニールハウスがありますが、この部分の南北に境界がありませんでしたので、仮杭を入れるようお願いします。その他の境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和7年3月10日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 3月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、露地栽培のハウスが1棟あり、(1)(2)は体験

農園として貸借し、(3)は自分で耕作をしています。(4)から(7)は、有名なトウモロコシ迷路と、収穫体験を行っているとのこと。また(5)の一部は学校法人に貸借しておりまして、そこで収穫したものを学校で使用し、余ったものは販売しているとのこと。 (8)から(10)は、ハウスが1棟あり、農機具置き場として使用しております。その他は自分で耕作しております。(11)はカキが植わっております。販売先は、庭先直売と自家消費とのことでした。境界については全て確認できました。その他、(4)から(7)の畑と(8)から(10)の間にある空白は通路になっており、ロープで境界を決めておりました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年3月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田 中 聖 晃 委 員	3月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は露地栽培となります。(1)(2)の畑は、クリが植わっており、地図上の空白部分は墓地となっております。(3)から(7)では、半分はブドウ、もう半分はカキが植わってありました。(10)は夏野菜として、ラッカセイ、エダマメを作付け予定とのことでした。(8)(9)の畑の方については、綺麗に耕運されており、今後は(8)にジャガイモ、(9)にサトイモ、トウガンを作付けの予定とのことでした。境界については、全て確認できました。販売は、庭先直売、JA直売所での販売となります。よろしくお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年3月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	それでは、相原和彦委員お願いします。
相原和彦委員	3月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 元々は造園業をしており、植木場という感じの畑でした。現在はミカン、レモンが20本程度植わってありました。残りのスペースは片付いてはいますが、特に使用している様子はありませんでした。温室と農具庫が1つずつあり、畑の周りには大木が10本程度、ありました。境界は確認できましたが、1か所、土に埋もれているところがあったため、目印をお願いしてきました。販売はしておらず、自家消費とのことです。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年3月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員	3月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、宅地化農地と隣接する生産緑地となっております。 畑には、タマネギが2畝作付けされている以外は綺麗に耕運されていました。夏野菜の準備が整っているという感じでした。境界も全て確認できました。販売先はJA直売所と給食、一部は市場出荷とことです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾 崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年3月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、櫻井祐次委員お願いします。
櫻 井 祐 次 委 員	3月14日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 この畑はハウスが5棟あり、一つ目はナス、二つ目はトマトを作付けする予定で、三つ目はミカンとレモン11本が植わっており、四つ

目はアスパラガスを作付けする予定とのことでした。最後のハウスは、農機具等置き場になっております。露地栽培では、北側に柑橘類が20本と、カキが7本、南側にも柑橘類が22本植わっております。販売先は、庭先直売が10%、J A直売所が90%です。境界については、全て確認できました。よろしくお願いします。

尾崎 賀 一 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年3月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長 それでは、櫻井祐次委員お願いします。

櫻 井 祐 次 委 員 3月14日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は、ニラ、タマネギ、ノラボウナが作付けされておりました。(2)から(4)の畑は、ナバナ、ウドが作付けされ、その他は、綺麗に畝っております。この先は、ニンジン、ダイコン、カボ

チャなどを栽培予定とのこと。販売先は、庭先直売、J A直売所、給食と、スーパーへの出荷になっております。境界については、問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年3月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 3月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、トウモロコシ、スナックエンドウが作付けされておりました。さらに空いている畑は今後、夏野菜として、キュウリ、トマト、ナスなどを作付けする予定とのことでした。販売に関しては、すべて庭先直売とのこと。境界は全て確認できております。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和7年3月7日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 こちらの事実確認調査は、尾崎賀一委員にお願いしています。 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	3月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 当日、申請者と申請者の配偶者ともお会いしました。証明対象者が高齢だったために、近年は申請者と申請者の配偶者が主になって耕作しておりました。境界については全て確認できました。なお、北側の面は5mくらい高くなっておりまして、コンクリートの土留めがあるような形の畑になっております。その下はずっと平らな畑になっております。東面の上から5mくらい南に下りたところに温室があり、苗ものを中心に栽培し、冬場寒いときは薬物などを作付けしているとのことでした。先ほど話した高くなっている部分は、以前、ミカンが植わっていましたが、土留のブロックの建て替える関係で、1度取り除き、今は苗木が何本か植わっている形で、その他に

もカリン、ユズなどの果樹も植わっております。

野菜といたしましては、ネギ、キヌサヤ、シュンギクなどが作付けしてありました。また、切花というよりも根が付く花が結構植わっているため、周囲の除草が多少行き届かないところもありますが、全体的にはよく管理されている畑でした。販売は庭先直売とのことですので。なお、証明対象者が高齢であったということから、実際の作付けは申請者と申請者の配偶者で行っておりますが、本人の指示の下でやっていたということになります。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和7年度農業者年金加入推進活動計画の案について」です。

本件は農業者年金の加入推進にあたり、例年作成しているものです。加入推進目標を新規加入者3名とし、対象となりうる農業者に制度を広く周知することを第一に、引き続き加入推進に取り組むものとさせていただきます。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

	つぎに22ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「特定都市農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和7年3月21日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 今回の変更点は、区画貸し農園の区画数です。 【開設者、農地の所有者・所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。
	つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「特定都市農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和7年3月21日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 今回の変更点は、契約期間の更新です。 【開設者、農地の所有者・所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。

	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「認定都市農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和7年3月18日付けで、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第2項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 今回は、相続発生による土地所有者の変更です。 【届出者、農地の所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。 令和7年4月3日付けで、東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったため、報告するものです。 【名義の種類、事業主体等について説明】

	事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに36ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第3条に係る使用貸借契約解除申請書の提出について」のご報告です。令和7年2月25日付けで、農地法第3条に基づく使用貸借契約における学校農園の土地使用貸借契約解除申請書が提出されたので、下記のとおり報告する。 【報告者、廃止する農園の所在・廃止日等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに38ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知に

	ついて依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一 会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあつせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあつせん情報の周知について依頼があったため下記のとおり報告する。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一 会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年3月に届出のあった農地の転用について報告するもので

す。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第21回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人